（様式第１号）

　　　　年　　月　　日

島根県知事　様

＜申請者＞

所　　在　　地

名　称　及　び

代表者役職氏名

　　　　年度ICT活用工事加速化事業計画

　ICT活用工事加速化事業実施要領第２条の規定に基づく事業計画は下記のとおりです。

記

１　補助金希望額　　　金　　　　　　　　　　円

２　事業概要

|  |
| --- |
| 申請事業の内容と効果  （建設現場における作業時間の短縮・品質向上・安全性向上等の効果を具体的に記載すること） |

３　経費明細表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分（設備名等）  （リース期間・レンタル期間） | 事業に要する経費  （消費税込） | （Ａ）補助対象経費  （消費税抜） | 補助申請額  （（Ａ）×１／３以内  かつ上限額※以内） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

※上限額　ICT機器購入及びリース：1,000千円、ICT建機購入及びリース：5,000千円、ICT建機レンタル：500千円

４　数値計画（レンタルの場合は不要）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 直近期末  (　年　月期) | １年後  (　年　月期) | ２年後  (　年　月期) | ３年後  (　年　月期) | ４年後  (　年　月期) | ５年後  (　年　月期) |
| ①売上高 |  |  |  |  |  |  |
| ②営業利益 |  |  |  |  |  |  |
| ③人件費 |  |  |  |  |  |  |
| ④減価償却費 |  |  |  |  |  |  |
| ②＋③＋④ |  |  |  |  |  |  |
| 常用雇用者（名） |  |  |  |  |  |  |

※経営力向上計画の終期まで記載すること

５　添付書類

・中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の申請書及び認定書（未認定の場合は交付申請までに提出でも可）の写し（ICT建機レンタル申請の場合は不要）

・県税の納税証明書（全税目について未納の徴収金がないことの証明）の写し

・申請直近２期の決算書（ICT建機レンタル申請の場合は不要）

・対象経費の見積書等

・【別紙】誓約書

・その他事業内容の確認に必要な書類（カタログ・チラシ等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業の  担当者 | 所属・役職 | 氏名 |
| TEL | FAX |
| E-mail | |

【別紙】

年　　月　　日

島根県知事　　様

＜申請者＞

所　　在　　地

名　称　及　び

代表者役職氏名

誓　約　書

私は、島根県ICT活用工事加速化事業計画を提出するに当たり、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) みなし大企業［発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和委３８年法律第１０１号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成１０年法律第９０号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者。］であるとき。

(２) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(３) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(５) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。